

## 都幾川村・玉川村合併協議会規約

(設置)

第1条 都幾川村及び玉川村(以下「2村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、都幾川村・玉川村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、比企郡都幾川村大字桃木32番地に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 2村の長(次条第1項の規定により会長となった者を除く。)
- (2) 2村の議会の議長及び議員 6人以内
- (3) 2村の助役及び教育長 4人以内
- (4) 2村の長が協議して定めた学識経験を有する者 9人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2村の長の協議により、前条第1項の規定により委員となるべき者の中から、会長1人、副会長1人を選任する。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第7条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、2村の長の協議により、2村の監査委員の中から選任し、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第 9 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

( 幹事会 )

第 10 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、2 村の長が任命した者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費 )

第 12 条 協議会に要する経費は、2 村が均等に負担する。

( 監査 )

第 13 条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 14 条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第 15 条 委員及び監事は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

( 協議会廃止の場合の措置 )

第 16 条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

( 補則 )

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。